○総務省告示第二百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第一項の規定に基づき次のとおり指定較正機関を指定したので、同条第十三項において準用する同法第三十九条の三第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣　川端　達夫

一　指定較正機関の名称及び住所

アジレント・テクノロジー株式会社

東京都八王子市高倉町九番一号

二　較正の業務を行う事務所の所在地

事務所の名称	事務所の所在地
アジレント・テクノロジー株式会社　電子計測サービスセンタ	東京都八王子市高倉町九番一号

三　較正の業務の開始の日

平成二十四年八月一日

○政治資金適正化委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三四	渡邉　幸太	二四、七、一〇	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年七月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四二〇三	二四、七、六	後藤千恵子
四二〇四	二四、七、六	奥居　竹史
四二〇五	二四、七、六	亀井　徹三
四二〇六	二四、七、六	加藤　聡
四二〇七	二四、七、六	米田　寛
四二〇八	二四、七、六	中村　太郎
四二〇九	二四、七、六	髙橋　司
四二一〇	二四、七、六	安土　孝司
四二一一	二四、七、六	赤坂　**隆**
四二一二	三四、七、六	池田聡一郎
四二一三	二四、七、六	竹野　真一
四二一四	二四、七、六	竹野　裕一

○法務省告示第三百五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十七日

法務大臣　滝　実

認証紛争解決事業者の名称及び住所

兵庫県土地家屋調査士会

神戸市中央区楠町二丁目一番一号

認証年月日

平成二十四年七月九日

○法務省告示第三百六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十七日

法務大臣　滝　実

認証紛争解決事業者の名称及び住所

長崎県社会保険労務士会

長崎市桶屋町五十番地一杉本ビル三階B

認証年月日

平成二十四年七月十一日

○厚生労働省告示第四百五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1091　自己検査用血液凝固分析器

1092　歯科矯正用アンカースクリュー

○厚生労働省告示第四百五十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に次のように加える。

1191　自己検査用血液凝固分析器

○厚生労働省告示第四百五十六号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本文に次のように加える。

797　歯科矯正用アンカースクリュー

○農林水産省告示第千八百四十号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

表株式会社日本政策金融公庫の項中

「平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一分四厘一毛」
「平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一分四厘一毛
平成二十四年四月一日から平成二十四年六月三十日まで	年一分二厘七毛
平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年一分一厘九毛」

を

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

「平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年九厘」
「平成二十四年一月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年九厘
平成二十四年四月一日から平成二十四年六月三十日まで	年九厘
平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年八厘九毛」

を

に

改める。